

## 川辺町こども計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

川辺町こども計画策定業務委託にかかるプロポーザルの各種手続き、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1. 業務名

川辺町こども計画策定業務委託

### 2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

### 3. 業務の目的

本業務は、令和8年度から令和12年度（統合する他計画との都合上変更の場合あり）を計画期間とする川辺町こども計画を策定するため、子どもや若者など町民の意識と生活環境を把握するための実態把握調査等を行い、現状と課題の整理、計画策定に必要な資料の作成、会議等の運営支援、さらに、国の指針や動向、関連法令を踏まえ、令和5年4月1日施行のこども基本法において定められている「こども大綱」を勘案しながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に係る法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画など、こどもに関わる諸計画を統合した一体的なものとして計画策定を行うこと。

### 4. 業務内容

別紙「川辺町こども計画策定業務委託 仕様書」のとおり

### 5. 見積限度額

業務委託料の上限は、3,846,975円（消費税込）とし、これを超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

### 6. 参加資格

川辺町こども計画策定業務委託のプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町における入札資格参加者名簿に登録されている者であること。
- (3) 本町における入札参加資格等指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 過去（令和2年度から令和6年度）に本業務と同種又は下記の業務のいずれかを誠実に履行した実績のある者であること。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策計画」
- ③次世代育成支援対策基本法に基づく「市町村行動計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

## 7. 選定までの日程

実施期間又は期日	実施内容
令和7年4月3日（木）	事業実施の公告、実施要領、仕様書の公表
令和7年4月14日（月）17時まで	質問書の受付期限
令和7年4月17日（木）	質問書の回答期限
令和7年4月25日（金）17時まで	企画提案書の提出期限
令和7年5月12日（月）	プレゼンテーションの実施
令和7年5月14日（水）まで	選定結果の通知

## 8. 質疑・回答

(1) 質疑書の提出

①質問がある場合は、任意の様式で記載し、持参、郵送、Eメール、FAXで提出すること。本業務に直接関係しない事項、電話及び口頭での質問は受け付けない。

・質問受付期間：令和7年4月14日（月）17時まで（必着）

・FAX番号：0574-53-6006

・Eメールアドレス：tkamaike@kawabe-gifu.jp

②質疑に対する回答

令和7年4月17日（木）までに、提案者全員に対し、全ての質疑の回答をEメールまたはFAXにて通知する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

## 9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

- ・計画における基本的な考え方
- ・貴社における策定のポイント
- ・策定業務における手法等
- ・作業工程スケジュール
- ・配置予定者の役割・氏名

②会社概要（任意様式）

③実績調書（任意様式）

- ・地方公共団体の発注する同種・類似の事業を実施した実績を記載すること。
- ④見積書及び見積書積算内訳（任意様式）
  - ・見積金額は仕様書に従い、必要な経費、消費税額を明記のうえ作成すること。
  - ただし、契約限度額を超えないこと

## (2) 提出方法

- ①持参又は郵送にて提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とする）
  - ・（1）提出書類を簡易製本する。提出部数は正本1部、副本4部とする。
- ②提出期限：令和7年4月25日（金） 17時まで（必着）
- ③提出場所：〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4  
川辺町教育委員会 教育支援課

## 10. 審査方法

川辺町こども計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、プロポーザル審査基準に基づき審査する。また、川辺町が開催する選考会において、企画提案書の補足説明とヒアリングをするためのプレゼンテーションを実施する。

- (1) 開催日：令和7年5月12日（月） ※詳細は後日案内する
- (2) 方法：提案書に基づき1者説明15分以内とし質疑を含め25分以内とする。なお、発表は事前に提出した提案書を基に行い、パソコンの持ち込み、貸出は行わない。
- (3) 出席者：出席者は2名以内とする。本業務に直接かかわる予定の担当者は極力出席すること。
- (4) 選定結果：選定結果は令和7年5月14日までに通知する。なお、選定の理由、結果に対する問い合わせ、異議には応じない。
- (5) 選定に係る留意事項
  - ①委員会において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションについて内容を審査し、最も高い点数を得た参加者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点とする。
  - ②審査点数が同点の場合、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。また、参加者が1者のみの場合には、川辺町が定める基準を満たした提案内容であれば交渉権者とする。

## 11. 契約の締結

審査結果に基づき、選考した事業者と調整し契約を締結する。ただし、契約に向けての調整が不備に終わった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合等は、審査結果が時点の提案者と契約を締結することができる。

## 12. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 契約上限額を超える見積金額の提案があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### 13. その他

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類については返却しない。また、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しない。
- (4) 参加申込後に提案を辞退する場合は、川辺町長宛にその旨を記載した書面（任意）を「教育支援課」まで提出すること。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (5) 本要領に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。
- (6) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。
- (7) 個人情報保護に関する法律等の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務委託終了後も同様とする。

### 14. 担当課（問い合わせ先）

〒516-8601

岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

川辺町教育委員会 教育支援課 担当者：天池

TEL：0574-53-2560 FAX：0574-53-6006

E-mail：tkamaike@kawabe-gifu.jp